

公布された規則のあらまし

○佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則（規則第 43 号）

- 1 佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、令和 5 年 6 月 3 日から施行することとした。

○佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第 44 号）

- 1 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 5 年 6 月 5 日から施行することとした。